平成２２年（フ）第２０１号
神戸市須磨区戎町５丁目１番７号、開始決定時の住所神戸市須磨区千守町１丁目５番35―103号
破産者　澤井装飾こと　澤井　伸夫
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４１号
神戸市長田区四番町３丁目21番地　市住40―1206号
破産者　松浦真由美
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９号
兵庫県加古川市志方町西飯坂429番地の２
破産者　高田邦商店こと　高田　邦彦
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４０号
島根県鹿足郡吉賀町柿木村白谷585番地
破産者　田中　孝幸
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２２年（フ）第８５２号
広島県廿日市市地御前４丁目14番17号
破産者　石崎　重道
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１３４号
熊本県上天草市大矢野町登立又369番地２
破産者　南　　政世
1　決定年月日　平成22年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１５１０号
札幌市東区北35条東１丁目４番24―401号
破産者　細部十三夫
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１１号
札幌市東区北35条東１丁目４番24―401号
破産者　細部　智子
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６７０号
札幌市豊平区西岡４条13丁目15番16号、破産開始決定時の住所札幌市厚別区上野幌２条１丁目24番22号
破産者　白川　信吾
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８０２号
札幌市北区新琴似10条14丁目12番１号　東３Ｆ左
破産者　伊東　理恵（旧姓山崎）
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３５５号
札幌市豊平区中の島２条８丁目２番１―102号
破産者　佐々木省司
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９９号
宮城県柴田郡大河原町字東30番地、開始決定時の住所宮城県柴田郡大河原町字町27番地
破産者　吾妻　隆夫
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５８号
宮城県石巻市中里４丁目３番20号　グレイスＡ棟102号
破産者　高橋　正行
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
宮城県石巻市中里４丁目３番20号　グレイスＡ棟102号
破産者　高橋　由貴
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
宮城県石巻市雄勝町船越天王山21　三浦利男方、住民票上の住所宮城県牡鹿郡女川町女川浜字大原313番地の８
破産者　木村　慶子
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１０１５号
横浜市南区別所４丁目13番12号
破産者　久道仁次郎
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０１６号
横浜市南区別所４丁目13番12号
破産者　久道　久美
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６号
相模原市中央区淵野辺３丁目10番13―310号
破産者　落合　幸吉
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１４２号
長野県上田市中之条1203番地70　県住Ａ２―202号
破産者　永本　良典
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部